

意見書

無線設備規則、放送局の開設の根本的基準及び標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の各一部を改正する省令案について、電波法第99条の12第1項の規定により、意見の聴取を行った（平成22年3月17日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成22年4月14日

主任審理官 伊丹 俊八

記

第1 意見

無線設備規則、放送局の開設の根本的基準及び標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の各一部を改正する省令案は、適当である。

第2 事実及び争点

1 改正案の内容

(1) 無線設備規則の一部を改正する省令案

ア 改正の内容

- 一 X7W電波 207.5MHz以上 222MHz以下の周波数の電波を使用して行うマルチメディア放送（移動受信用地上放送に限る。）を行う放送局の無線設備に関する条件を定めること。（第14条第1項及び第4章第2節の8の2関係）
- 二 その他規定の整備をすること。

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

(2) 放送局の開設の根本的基準の一部を改正する省令案

ア 改正の内容

- 一 マルチメディア放送（移動受信用地上放送に限る。）を行う放送局の放送区域を定めること。（第2条第12号(4)関係）
- 二 その他規定の整備をすること。

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

(3) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令案

ア 改正の内容

- 一 207.5MHz以上 222MHz以下の周波数の電波を使用して行うマルチメディア放送（移動受信用地上放送に限る。）に関する送信の標準方式を定めること。（第3章の2関係）
- 二 その他規定の整備をすること。

イ 施行期日等

- 一 公布の日から施行すること。
- 二 この省令の施行に伴い、電気通信役務利用放送法施行規則の規定の整備を行うこと。

2 総務省の陳述の概要

(1の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。)

本件は、携帯端末向けマルチメディア放送の実現のために制度整備を行うものである。携帯端末向けマルチメディア放送は、携帯電話や車載型の移動受信器等に向け、映像、音響、データ等の様々な情報を、時間や周波数帯域を柔軟に組合せて利用することにより放送するものであり、テレビジョン放送の完全デジタル化に伴い使用することが可能となる周波数の一部を用いて行われるものである。

平成21年10月に受けた情報通信審議会からの一部答申のうち207.5MHzから222MHzまでの周波数帯の電波を使用して行う携帯端末向けマルチメディア放送の放送方式であるISDB-Tmm及びMediaFLOの2方式についての技術基準を定めるとともに、放送区域に要する電界強度を定義するため、関係規定の整備を行うものである。

3 利害関係者の陳述等

本件改正案に関し、下表のとおり、利害関係を有する3者が準備書面を提出し、メディアフロージャパン企画株式会社が、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

また、意見の聴取の陳述に欠席した株式会社フジテレビジョン及び株式会社マルチメディア放送については、電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則第42条において準用する同令第17条の規定により、当該準備書面を陳述したものとみなした。

本件改正案に対する賛否は、次のとおり賛成である。

利害関係者	賛 否	備 考
株式会社フジテレビジョン	賛 成	欠 席
株式会社マルチメディア放送	賛 成	欠 席
メディアフロージャパン企画株式会社	賛 成	

第3 理由

本件は、207.5-222MHzの周波数の電波を使用する携帯端末向けマルチメディア放送の導入に伴い、無線設備規則、放送局の開設の根本的基準及び標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の各一部を改正するものである。

地上テレビジョン放送の完全デジタル化による空き周波数の利用については、平成19年6月27日に、90-108MHz及び207.5-222MHzの周波数帯の電波を移動体向けのマルチメディア放送等のテレビジョン放送以外の新たな放送に用いることが適当であるとす一部答申が情報通信審議会において取りまとめられた。

本件は、このうち全国向け放送として207.5-222MHzの周波数帯の電波を使用する携帯端末向けマルチメディア放送の導入を可能とするため、放送方式に係る技術基準等を整備するものであり、その必要性は認められる。

本件の改正案の内容については、以下のとおり適当と認められる。

1 無線設備規則及び標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準

方式の改正案については、情報通信審議会からの一部答申（平成 21 年 10 月 16 日）を受け、映像、音声、データを様々に組み合わせたコンテンツを、リアルタイム型放送や蓄積型放送に自由に組み合わせて放送する携帯端末向けマルチメディア放送の放送方式として、ISDB-Tmm 及び MediaFLO の 2 方式について、その技術基準を設けるものであり、改正内容は適当と認められる。

- 2 放送局の開設の根本的基準の改正案については、情報通信審議会の一部答申に基づき携帯端末向けマルチメディア放送に係る「放送区域」（所要電界強度）を定める規定を設けており、改正内容は適当と認められる。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案は、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。